







令和5年9月14日

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画審査書を公告しました

環境配慮計画策定者である川崎市が作成した「等々力緑地再編整備・運営等事業」の環境 配慮計画書について、市は環境の保全の見地から審査を行い、環境配慮計画審査書を作成し、 公告しました。

- 事業計画の名称
 等々力緑地再編整備・運営等事業
- 2 事業の種類 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為)
- 3 環境配慮計画策定者(事業者)

名 称:川崎市

代表者:川崎市長 福田 紀彦

所在地:川崎市川崎区宮本町1番地

- 4 公告日 令和5年9月14日(木)
- 5 事業計画に関する問合せ窓口

川崎市建設緑政局 富士見・等々力再編整備室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1 川崎駅前タワーリバークビル17階

電 話:044-200-2417 FAX:044-200-3973

6 備考(「環境配慮計画審査書」とは)

環境配慮計画策定者が作成した環境配慮計画書について、市長は環境の保全の見地から審査し、環境配慮計画審査書を作成し、環境配慮計画策定者に送付するとともに、これを公告します。

川崎市環境局環境対策部環境評価課電話(044)200-2156

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る 環 境 配 慮 計 画 審 査 書

> 令和 5 年 9 月 川 崎 市

はじめに

等々力緑地再編整備・運営等事業は、川崎市(以下「環境配慮計画策定者」という。)が、中原区等々力1番ほかの約43.5haの区域において、用途地域等の変更を前提に、等々力緑地再編整備実施計画に示す「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とすることを目的としている。

環境配慮計画策定者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、令和5年4月12日に環境配慮計画書を提出した。

市は、この提出を受けて環境配慮計画書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、環境配慮計画策定者が作成した環境配慮計画見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。) に諮問し、令和5年9月5日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、条例第8条の6に基づき、環境配慮計画書等を総合的に審査し、本環境配慮計画審査書を作成したものである。

目 次

1	事業計画の概要	1
2	審査結果	4
	(1) 対象事業の立案に関する事項	4
	(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項	5
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過	5
4	川崎市環境影響評価審議会における審議経過	5

1 事業計画の概要

(1) 環境配慮計画策定者

名 称:川崎市

代表者:川崎市長 福田 紀彦

住 所:川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称:等々力緑地再編整備・運営等事業

種 類:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為)

(3) 対象事業を実施する区域

位 置:中原区等々力1番ほか

区域面積:約43.5ha(都市公園として告示されている区域:36.6ha、下水

処理施設上部区域:6.3ha、中央新幹線非常口上部区域:0.6ha)

用途地域:第一種中高層住居専用地域

(4) 対象事業の概要

ア目的

等々力緑地再編整備実施計画に示す「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とする。

イ 施設配置計画

まとまった緑地と水辺空間は可能な限り現位置で保全する方針としている。大規模施設については、「等々力緑地再編整備実施計画」(令和4(2022)年2月改定)のとおり、「等々力陸上競技場」は「球技専用スタジアム」として、「等々力補助競技場」は「(新)等々力陸上競技場」として改築し、「とどろきアリーナ」は「(新)とどろきアリーナ」と「スポーツセンター」として再整備することとしている。また、市民ミュージアムは、現施設を現位置で再建しないため、施設を除却し、跡地を緑地全体の再編の中で活用することとしている。その他の施設については、施設の機能は継承し、公園全体の再編や施設の更新・改修時期を踏まえ再配置を行う計画としている。

現在の中央園路(釣池と等々力陸上競技場の西側を南北に縦断する車両の通行が可能な道路)については、公園の安全・安心な空間の確保や公園中央部の分断の解消、柔軟な施設配置を行うため一般車両の通行を禁止するものとし、将来は釣池の北側から球技専用スタジアムの東側にかけて、新たに車両の通れる外周園路の整備を行うものとしている。

また、(新)等々力陸上競技場と等々力球場を囲むように、「緑地内を回遊できる散策路」を計画し、散策路の内側の地形的に低くなっている部分に、「魅力ある園路(水と親しめる散策路)」を計画した。計画地内の各施設は、「緑地内を回遊できる散策路」と、広場や園路等でつなぐ計画としている。

なお、令和 2 (2020) 年 10 月に改築し、供用開始した「等々力球場」については、現施設を継続して使用するものとしている。

ウ 緑化計画

再編整備にあたり、計画地内のまとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全する方針としている。また、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物やまばらな樹木などで構成される広場系緑地、水とふれあえる新たな場として「魅力ある園路(水と親しめる散策路)」を整備する計画としている。さらに、既に植栽されている樹木の保全に努めるほか、適宜、植樹を行う計画としている。

新設緑地を含めた将来の緑化面積率(樹林地、大景木等による緑化面積) は、「川崎市緑化指針」に基づき30%以上を確保する計画としている。

2 審査結果

本事業は、既に都市公園として都市計画決定され、供用開始している等々力緑地の再編整備事業である。対象計画案において、「位置・規模」については、本事業は既に都市公園として都市計画決定され、供用開始している等々力緑地の再編整備であり、複数の対象計画案は想定されないとしている。「配置・構造」については、供用している既存施設と既存計画を前提として、「等々力緑地再編整備実施計画」改定案に対する市民意見等を踏まえて、等々力緑地内の主な施設の再編の考え方や配置案等を絞り込んできたとしている。その上で、「等々力緑地再編整備実施計画」で示した事業手法実現のため、「等々力緑地再編整備・運営等事業」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく特定事業として選定し、本事業の趣旨・目的を踏まえ、実現性が見込まれ、かつ、地域活性化や地域課題の解決が期待できる事業者の提案に基づき、事業を推進していくものとし、複数の対象計画案は設定せず、本環境配慮計画書において重大な環境影響の回避・低減を図るために、環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行う対象計画案は、単一案としている。

対象事業の立案等に当たっては、より積極的な環境配慮が求められること から、対象計画案の内容、事業特性及び地域特性を考慮した上で、環境配慮事 項について更なる検討を行うとともに、本審査結果の内容を踏まえること。

(1) 対象事業の立案に関する事項

- ア 脱炭素社会の実現に向けて、本市では市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入や次世代自動車等の普及促進の取組が進められていることから、温室効果ガスの削減に向けた対策について検討すること。
- イ 暑さ指数 (WBGT) による指標を用いた評価等を参考に、様々な公園利用者の視点を踏まえ、適切と考えられる環境配慮や環境保全対策を検討すること。
- ウ 外周園路の整備にあたっては、既存の樹木について可能な限り現位置 で保全する等更なる配慮に努めること。

エ SDGs、持続的社会の構築に向けて、誰もが心地よく過ごせる等々力緑 地として障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すること。

(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項

条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

令和5年 4月12日 環境配慮計画書の受領

4月21日 環境配慮計画書公告、縦覧開始

5月22日 環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切

意見書の提出 14名、21通

7月3日 環境配慮計画見解書の受領

市長から審議会に環境配慮計画書について諮問

7月12日 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始

7月26日 環境配慮計画見解書縦覧終了

9月 5日 審議会から市長に環境配慮計画書について答申

9月14日 環境配慮計画審査書公告

環境配慮計画策定者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

令和5年 7月4日 現地視察

7月19日 審議会(環境配慮計画書事業者説明及び審議)

9月 5日 審議会(環境配慮計画書答申案審議)